

甲号規則中懸テ紙ノ廢訂正相成度旨回答有之考慮候
処右ハ既ニ四月一日ヨリ実施相成居候義ニテ今日訂
正スヘキモノニ有之間敷若訂正ヲ要セハ復ヒ工部省
ハ照會セサルヲ得ス左スレハ徒ニ時日ヲ費スノミニ
付再考スルニ家前兩省ハ御照會相成タルハ順序ニ候
ヘ氏諸般ノ事務引繼以前ナル故実施ノ義ハ殘務ノ一
方ニ於テ御上申相成追テ事務引繼ノ節右規則モ共ニ
被引繼候方却テ簡辦ト存候條更ニ乙号ノ如ク兩省ハ
御通知丙号ノ如ク御上申相成可然哉再按ノ上此段相
伺候也

六月六日第三号

御用係

十五年六月五日 久松宗寧調○

書記官（牧） 殘務取扱

（集）

會計課（金）

（管）

記録課（津留）

開張乙第二十五号

日開拓使雇外國人宿代并旅費改正実施

日限ノ義上申

日開拓使雇外國人宿代并旅費改正ノ義客歲三月中別
紙ノ通甲第十二号ヲ以テ同使ヨリ伺由本年一月中旬伺
之録御閉届相成候処實際ノ都合ニヨリ本年四月一日
ヨリ實施致候尤右雇外國人ノ義ハ既農商務工部兩省

へ分割管理相成候筈ニ候へ凡右実施ノ際ニハ未夕引
繼ノ運ニ望テナルニ付前段施行済ノ縣ハ兩省へ及通
知候條此段上申候也

開拓使残務取扱御用係

明治十五年六月十九日

西郷從道

太政大臣三條實美殿

甲第松島号

備外國人宿代ニ務費改正ノ義何

當使雇外國人宿代ニ務費規則ノ義三年六月乙卯
ニ指ル事ニ以申付番書陸務格ノケ修マテ有テ有テ別記
ノ通事正申年四月一日ヨリ施行仕致ル事至急以先款
古成度ハ股古何多也

明治十四年三月ノリ

開拓使官黒田信隆

奉改大臣ニ傳言美殿

同板開西

明治十五年一月十日

印

一、凡て本邦に在る外國人ノ宿代系族費ハ、本邦ノ法律ニ依リテ之ヲ納ムルコトニシテ、其ノ額ハ、本邦ノ法律ニ依リテ定ムルコトニシ、
 二、凡て本邦に在る外國人ノ宿代系族費ハ、本邦ノ法律ニ依リテ之ヲ納ムルコトニシテ、其ノ額ハ、本邦ノ法律ニ依リテ定ムルコトニシ、
 三、凡て本邦に在る外國人ノ宿代系族費ハ、本邦ノ法律ニ依リテ之ヲ納ムルコトニシテ、其ノ額ハ、本邦ノ法律ニ依リテ定ムルコトニシ、
 四、凡て本邦に在る外國人ノ宿代系族費ハ、本邦ノ法律ニ依リテ之ヲ納ムルコトニシテ、其ノ額ハ、本邦ノ法律ニ依リテ定ムルコトニシ、
 五、凡て本邦に在る外國人ノ宿代系族費ハ、本邦ノ法律ニ依リテ之ヲ納ムルコトニシテ、其ノ額ハ、本邦ノ法律ニ依リテ定ムルコトニシ、
 六、凡て本邦に在る外國人ノ宿代系族費ハ、本邦ノ法律ニ依リテ之ヲ納ムルコトニシテ、其ノ額ハ、本邦ノ法律ニ依リテ定ムルコトニシ、
 七、凡て本邦に在る外國人ノ宿代系族費ハ、本邦ノ法律ニ依リテ之ヲ納ムルコトニシテ、其ノ額ハ、本邦ノ法律ニ依リテ定ムルコトニシ、
 八、凡て本邦に在る外國人ノ宿代系族費ハ、本邦ノ法律ニ依リテ之ヲ納ムルコトニシテ、其ノ額ハ、本邦ノ法律ニ依リテ定ムルコトニシ、
 九、凡て本邦に在る外國人ノ宿代系族費ハ、本邦ノ法律ニ依リテ之ヲ納ムルコトニシテ、其ノ額ハ、本邦ノ法律ニ依リテ定ムルコトニシ、
 十、凡て本邦に在る外國人ノ宿代系族費ハ、本邦ノ法律ニ依リテ之ヲ納ムルコトニシテ、其ノ額ハ、本邦ノ法律ニ依リテ定ムルコトニシ、

開拓使在外國人宿代系族費規則

第一章

宿代系族費ハ、凡てノ條目ニ照シ、月俸金額ニ應ジ、別表ニ據リ、本邦通用紙幣ヲ以テ支給スルモノトス

第二章

常任ノ地定リタル者ニシテ、家屋賃料、約アリテ、開拓使ノ都合ニ因リ、之ヲ貸與セザル、或ハ宿代ヲ給スベシ

此一月ノ満カル、端日數十五日以内ハ、半額トシ、以テ全額ヲ給ス、尤、病氣、廢業、其他、諸可ヲ得テ、常任ノ地ヲ離ル、一ヶ月ヲ超エ、ルハ、一切給セザルベシ

第三案

公務ニ付、陸路、馬、道、六里、已ト、旅行

野堂或ハ、例、等ノ、前、ハ、一切、
 野堂或ハ、例、等ノ、前、ハ、一切、
 野堂或ハ、例、等ノ、前、ハ、一切、

急行スル
モ手合シ

但急行ヨリ昼夜急行ニ轉スル如キハ總里數ヲ十里毎ニ
區分シテ十里ノ内五ニ相跨ル里數ハ倍テ旅費額ノ多キ方
ヲ以テ手合スルニ十里未満ノ旅行モ亦之ニ准ス

第十一條

此規則ハ明治十五年四月一日ヨリ施行シ更ニ等ノ命令ナキ間
ハ之ヲ廢スルモノトス

雇外國人宿代及旅費表

月給高	一ヶ月宿		並旅行 昼夜急行		滞在		迎回日當		乘船等級	
	手當	手當	手當	手當	日當	日當	日當	日當	手當	手當
金百円未満	拾円	三円	三角八分	拾五円	拾円	拾円	拾円	中	九拾元	東京横濱及札幌 利根間往來旅費
金百円以上 金廿月未満	拾五円	五円	六角三分	拾五円	拾円	拾円	拾円	上	拾四元	
金廿月以上 金廿月未満	貳拾円	七圓五分	九圓八分	拾五円	拾五元	拾五元	拾五元	上	拾五元	
金百円以上	三拾円	拾円	拾貳圓五分	拾五円	拾五元	拾五元	拾五元	上等	拾五元	

但乘船等級ハ船賃ノミニアラス 賄料ヲモ併給スルキモノトス

十五年六月十九日出

書記官（兼）

津田善行調○

（兼）

殘務取扱

開殘乙男廿六号

官員出張之羨御届

農商務大書記官兼大藏大書記官鈴木大亮開拓使殘務
御用有之北海道出張相達明廿二日當地發程候條此段
及御届候也

開拓使殘務取扱御用係

明治十五年六月廿一日

西郷從道

太政大臣三條實美殿

開拓使